

契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、徳島県給与明細メール（以下「給与メール」という。）への広告掲載について次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 乙は、甲が職員に送付する給与メールに広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）を募集するとともに、当該広告主の広告を甲に提出し、甲は、給与メールに掲載する。

2 乙は、この契約書のほか、徳島県給与明細メール広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）、徳島県広告事業実施要領及び徳島県給与明細メールへの広告掲載に関する取扱基準に定めるところに従い、前項に規定する広告主の広告に係る業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。

3 乙は、甲の指示に従い、正確・迅速にして善良なる管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。

（契約期間及び回数）

第3条 乙が業務を行うことができる期間は、契約の日から平成32年3月31日までとし、広告を掲載することができる回数は仕様書のとおりとする。

（広告料）

第4条 広告料の総額は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、広告料に108分の8を乗じて得た額である。

（権利義務の譲渡の禁止）

第5条 乙は、この契約から生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が業務の一部を第三者に委託するときは、乙は、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（事故発生時の報告）

第9条 乙は、業務の実施に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

（監督及び法令上の責任）

第10条 乙は、本業務に従事する者を指揮監督し、労働基準法、労働災害補償保険法その他の関係法令上の全ての責任を負わなければならない。

（法令の遵守）

第11条 乙は、甲が提示する関係法令及び関係規程を遵守しなければならない。

（広告料の支払）

第12条 乙は、広告料の納付を、平成31年4月26日までに、甲が同月1日に発行する納入通知書により総額を納入するものとする。

2 甲は、乙が前項の支払期日までに広告料を支払わない場合は、当該未支払額につき前項に規定する支払期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、年率5.0パーセントの延滞金の支払いを請求することができる。なお、支払が確認されるまでの間、広告の掲載を停止するものとする。

（業務内容の変更等）

第13条 甲は、この契約締結後の社会状況の変化等により、業務の内容の全部又は一部を変更又は中止することができる。

（契約の解除）

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第12条第1項に規定する期日までに広告料の納付がないとき。

(2) 乙が、この契約に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、甲が広告事業を継続することが適切でないと判断したとき。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第15条 乙は、広告の内容について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 乙は、本事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（監督及び調査）

第16条 甲は、乙に対して、本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（契約の費用）

第17条 この契約の締結に要する経費は、乙の負担とする。

（管轄の裁判所）

第18条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（その他）

第19条 この契約に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は甲が定める。

（疑義等の決定）

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議をして定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙